

出席理事の一部が承認捺印しなかった

理事会議事録の取扱いについて

Q. 理事会議事録は出席理事全員の承認がなければ議事録として通用しないものかどうか。

不承認の理事（通常1/8～1/10名）からは承認捺印がなく議事録内容の調整修正が困難な場合の議事録の取扱いについてご見解をご教示賜りたい。

A. 理事会の議事録については、中協法第36条の7（理事会の議事録）により「主務省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもって作成されているときは、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない」となっている。

理事会の議事録は、理事会議事の記録であって、出席理事及び監事の署名は、記録された内容が事実と相違ないことを証明するためのものであるから、出席理事の何人かが署名を拒否し、その署名捺印がないからといってその議事録が直ちに議事録としての意味を失うものではなく、当該議事録の内容が事実と反していない限り、理事会の議事の証拠となるものと解する。

したがって、出席理事及び監事は議事録が事実と反しない限り署名を拒否すべきものではなく、もし理由なく署名を拒否した場合には当然のことながら法律に定められた忠実義務違反となる。

なお、理由なく署名を拒否する理事がある場合は、不承認理事の署名のない議事録の作成をもって法律上の議事録作成義務は履行されたものと解する。